

学校保健における「香害」対策についてのアンケート調査 報告

東京・生活者ネットワーク

2020. 2. 5

東京・生活者ネットワーク政策委員会では、柔軟剤等による香りの害について学校がどれだけ認識を持ち対策が取られているかを調べるためにアンケートを実施した。

これまで日本消費者連盟による電話相談や持続可能な環境をつくる政策・制度研究会香害対策アクションチーム(神奈川)の調査などで、香害で苦しむ人がいることがわかっている。生活者ネットワークとしても、一般質問や予算要望などで周知と対策の提案をし、公共施設でのポスター掲示やチラシ作成等が実現している。

今回のアンケートは、子どもたちが長い時間を過ごす学校での対策がどうなっているかを知るために実施した。また、学校での取り組みが進んでいるとは想定できないことから、教育委員会の認識を深めてもらうために、調査依頼の文書(※資料1)で香料やマイクロカプセルの成分による化学物質過敏症について説明し、香害についての啓発することも調査目的のひとつとした。以下に調査結果について報告する。

【調査概要】

| | | | |
|-------------------|----------------------------|-----------|--------|
| ◇調査期間 | 2019年9月～2020年1月 | | |
| ◇調査方法 | 地域ネットから教育委員会に依頼し公立小・中学校に調査 | | |
| ◇調査項目 | 8つの質問と自由記述 (※資料2) | | |
| ◇教育委員会より回答があった自治体 | 19自治体 | | |
| ◇地域ネットで調査 | 4自治体 | | |
| ◇議員調査として実施 | 1自治体 | | |
| ◇調査した23自治体の学校数 | 小学校 642校 | 中学校 293校 | |
| | 義務教育学校 6校 | 特別支援学校 1校 | |
| | 私立中学校 3校 | | 計 945校 |
| ◇うち回答のあった学校 | 小学校 426校 | 中学校 209校 | |
| | 義務教育学校 6校 | 特別支援学校 1校 | |
| | 小・中・立中併せて 7校 | | 計 649校 |

各質問への回答と分析は以下の通り。

①学校等で働く教員や職員など学校関係者、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけていますか。

| いる | いない |
|--------------------------|---------------------|
| | すべての学校でやっていない 6 自治体 |
| 小学校 53 校 | 小学校 32 校 |
| 中学校 29 校 (うち 1 校生徒だけ) | 中学校 24 校 |
| 義務教育学校 3 校 | 小・中・私立中併せ 7 校 |
| 計 85 校 | 学校数計 63 校 |

「いる」と答えているのが 913 校中 83 校と 1 割弱であるが、すべての学校で呼びかけて「いない」と答えているのが 23 自治体中 6 自治体であることを考えると、教員や学校職員について強い香りの着香製品の使用自粛の必要性の認識は一定程度持っていると考えられる。

ただし、自由記述の記載などと考え合わせると、必ずしも柔軟剤などによる化学物質過敏症対策ではなく、「子どもたちに接する立場では強い香りのものは身に付けないのが常識」というマナーの問題と捉えていると考えられる。わざわざ自粛を呼びかけている学校が少ないのも同様の理由ではないか。

記述した学校関係者や養護教員自身が化学物質過敏症であるという記載もあり、マナーを超えた自粛啓発が望まれる。

②児童生徒等及び保護者や地域関係者に、強い香りの着香製品の自粛をポスターやホームページで、啓発していますか。

| いる | いない |
|----------|----------------------|
| | すべての学校でやっていない 17 自治体 |
| 小学校 14 校 | 小学校 35 校 |
| 中学校 10 校 | 中学校 26 校 |
| | 小・中・私立中併せ 7 校 |
| 計 24 校 | 学校数計 68 校 |

「すべての学校でやっていない」自治体が 17、やっている学校の数も小中併せ 22 校 (5 自治体) であり、啓発の取組みを今後進めていく必要性を再確認できた。

生活指導上、制汗スプレーや整髪料を使用禁止、あるいは香りのないものと決めているという記載が複数あったが (中学校と思われる)、風紀や指導上というあいまいな理由でなく、化学物質過敏症との関連や健康への有害成分という説明を行い啓発する必要性がある。

⇒呼びかけている場合 どのような内容を記載しているか教えてください。

主なもの

生徒は決まりとして整髪料や香水、制汗スプレーは禁止になっている／啓発のポスターを保健室前に掲示／学年だより等／保健便り／制汗スプレーは無香料のもの／香料臭に関わらず、学校環境衛生基準に基づき換気を行っている／保健だよりと校内掲示で化学物質過敏症の人への配慮について呼びかけている／朝礼や学年集会、学級活動などで必要に応じて注意喚起……など。

ポスターやホームページよりも保健だより・学年だよりといった配付物を挙げている自治体が複数あった。各家庭に配布されることを考えると、活用したい媒体である。

香りのついたものはすべて学校に持ち込めないというルールを記述している学校もあり、化学物質過敏症としての説明が必要である。特に制汗スプレーの禁止や無香料のものという記述が多いが、衣類に残留するマイクロカプセルや香料の成分という説明がなければ、逆に消臭スプレーの使用が広まり化学物質自体は減らない、ということにもなりかねない。

保健だよりでの説明、ポスター掲示による日頃からの啓発・周知、機会あるたびに教員からの話をする、という重層的な呼びかけをしたい。

③ 教室内に香料臭が充満することのないよう、空気質に配慮し季節を問わず換気の励行を呼びかけていますか。

| いる | いない |
|-------------------------------------|--------------------|
| | すべての学校でやっていない 2自治体 |
| | 把握していない 1自治体 |
| 小学校 307校 | 小学校 12校 |
| 中学校 145校 (香料以外の理由1校)(感染症予防のため3校) | 中学校 9校 |
| 小・中・私立中併せ 1校 | |
| 計 453校 | 学校数計 21校 |

すべての学校でやっていないと答えた自治体は3自治体(把握していないを含め)のみであり、換気の励行は広く行われていることがうかがえる。ただし、換気は香りのためではないというコメントも複数あり、コメントしていない学校も同様のケースがあると考えられることから、さらなる働きかけが求められる。

香り以外の理由としては二酸化炭素濃度・温度の上昇を抑える、感染症予防などの理由が挙げられており、ほとんどの学校で学校環境衛生基準※に基づいて喚起を行っていると思われる。

調布市には「シックハウス防止に関する学校チェックリスト」があり芳香剤、消臭剤は禁止になっている、という報告があった。調布市では市立小学校の校舎新築時のシックハウス症候群発生の問題を機に、2003年に「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」※を策定している。マニュアルには、化学物質として整髪料や化粧品などが配慮事項として

書かれており、化学物質過敏症の問題が明記されている。子どもたちの健康を守るために、香料による化学物質過敏症を自治体レベルでの学校保健対策に乗せていくことが有効だ。

※学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成 30 年度改訂版]

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm

※調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118909741/index.html>

④ 学校等で、芳香剤や、清掃業務において香料を含む製品を使用していますか。

| いる | いない |
|------------|-------------------------|
| | すべての学校で使用していない 3 自治体 |
| | 把握していない 1 自治体 |
| 小学校 114 校 | 小学校 34 校 |
| 中学校 61 校 | 中学校 20 校 |
| 義務教育学校 1 校 | |
| | 小・中・私立中併せ 1 校 |
| 計 176 校 | 学校数計 55 校 |

すべての学校で使用していないのは 3 自治体であり、多くの学校で清掃や洗濯、トイレで香料を含む製品を使用している。

⇒使用している場合 どのような製品が教えてください。

| |
|--|
| <p>(主な使用製品)</p> <p>◇トイレ関係 消臭剤・芳香剤／消臭源、トイレスタンプクリーナーEX、トイレマジックリン、消臭力 男性職員トイレ小便器に消臭尿石防止剤バイオタブレット 洗剤／サンポール、トレピカワン（尿石除去剤）</p> <p>◇洗濯用品 洗剤・柔軟剤／部屋干しトップEX／NANOX／ハッピーエレファント（粉末洗剤） 柔軟剤／ファーファ</p> <p>◇消臭剤／Sanity（業務用消臭剤）、ファブリーズ、リセッシュ除菌EX</p> <p>◇消毒液・ハンドソープ／シャボネット石鹼液ユ・ム、ビオレU泡ハンドソープ、サニタイザー（消毒液）保健室での吐しゃ時のスプレー式消臭剤</p> <p>◇食器用漂白剤／キッチンハイター</p> <p>◇清掃用洗剤／かんたんマイペット 清掃用ワックス</p> <p>◇そのほか／シール剥がし（オレンジ香料）、蚊取り線香</p> <p style="text-align: right;">（※全記述は資料4）</p> |
|--|

トイレの消臭剤・芳香剤を使用している学校は多く、14自治体で使用している学校があった。トイレの老朽化も一因と考えられるため、子どもたちが過ごす校舎での配管の修繕を含めたトイレの環境整備を進め、消臭剤・芳香剤が不要なトイレづくりを進めていく必要がある。手作りの芳香剤を使用しているという報告もあった。

マイクロカプセルによる香料拡散が懸念される消臭剤の使用も確認され、化学物質過敏症への未然防止のためにも使用中止を求めていく必要がある。

柔軟剤については使用している学校が3校あった。柔軟剤を使用しなくてよい石けんへの切り替えを提案していくことが求められる。子どもたちの手洗い時や食器洗浄、洗濯に加え、清掃にもせっけんや重曹などの活用をすすめていくことと併せ、従来の生活者ネットの提案が化学物質を減らすことにつながる。

⑤ 給食着の洗濯について、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけていますか。

| いる | いない |
|--------------------------|---------------------|
| | すべての学校でやっていない 12自治体 |
| 小学校 18校 | 小学校 40校 |
| 中学校 12校 (給食着を使用していない) | 中学校 26校 |
| | 小・中・私立中併せ 8校 |
| 計 30校 | 計 74校 |

自粛の呼びかけを行っているのは小・中学校併せ29校で、自治体数にすると12自治体になる。呼びかけをするようになった経緯についてはアンケートでは把握しきれないため、各地域でヒヤリングをして確認をする必要がある。

自由記述などから給食着には香りは不要と考えている学校関係者もおり、また食事時に強い香りを放つことは食育の視点からも好ましくないことから、「給食着の洗濯は着香しない成分の洗剤にするよう」配慮を求めることが必要である。まずは各校での実施を広め、事例があった場合だけでなく、未然防止の視点で教育委員会としての呼びかけをするよう提案していきたい。

⑥ 個人用の給食着を用意することを認めていますか。

| いる | いない |
|---------|---------------------|
| | すべての学校で認めていない 10自治体 |
| 小学校 34校 | 小学校 35校 |
| 中学校 9校 | 中学校 27校 |
| | 小・中・私立中併せ 8校 |
| 計 43校 | 計 70校 |

認めているのは学校数 42 校（うち 3 校は、事例はないが申し出があれば認める）で、自治体数では 13 自治体となった。すべての学校で認めていない 10 自治体は、教育委員会として認めていない、と決めているわけではなく事例がないためと考えられる。

保護者が気にしていたり子どもに症状がある場合に、着用する給食着に香料入り洗剤や柔軟剤を使用しないことは化学物質過敏症対策として重要であるが、マイクロカプセルが飛散することを考えると予防策としての使用自粛を優先に求めていく必要がある。

⇒認めている場合、給食着は購入となりますか。

| なる | ならない |
|-------------------------|-----------|
| | 自治体 7 自治体 |
| 小学校 1 校 | 小学校 1 校 |
| (小中不明) 3 校 | 中学校 1 校 |
| 計 4 校 | 学校数計 2 校 |
| (なる場合の価格) 1620 円/1000 円 | |

購入とならないケースには、個人のエプロンを使用する、家庭で用意したものを使用するという 2 件も含まれる。ほかは、所定の給食着を貸し出す形と思われる。購入となっているケースについては、負担軽減のために貸与にできないかの働きかけをしていく必要がある。

⑦学校で児童生徒や保護者等から香料による健康被害の相談や使用自粛の要望はありますか。

| ある | ない |
|-----------|------------------|
| | すべての学校でない 10 自治体 |
| 小学校 10 校 | 小学校 39 校 |
| 中学校 10 校 | 中学校 31 校 |
| | 小・中・私立中併せ 8 校 |
| 計 20 校 | 学校数計 78 校 |
| 無回答 1 自治体 | 無回答 1 自治体 |

学校数としては 19 校と多くはないが、11 自治体で地域内の学校で相談や要望がある。未然防止の視点からは声のあった学校だけでなく、全体の問題として捉えていく必要がある。そのためには、学校に届いた声を教育委員会にどのように報告しているか、教育委員会が相談や要望をどのように受け止め全体化しているかの確認が必要である。

アンケートについて、給食着が関連するため食育の観点から栄養士会での話題にしてもらう、という方法も考えられる。また、子どもたちの健康の視点から「養護教諭」「保健主任」という記述もあり、各校の横のつながりのなかで情報共有し、啓発や対策を進めていくことも有効と思われる。ほか質問②の啓発方法に「保健だより」という回答が複数あったことから研修や講座の提案も含め提案していきたい。

⇒ある場合 主な内容を教えてください

(主なもの)

給食着ではないが、教室内での香料と思われる臭いで気分が悪いと訴えた児童がいた／給食当番のエプロンや帽子に残っている洗剤の臭いがきつい。／保護者会で隣の席のお母さんの香料が強くて気分不良となった保護者が保健室に来室してしばらく休むという事例があった。／体育の更衣の時、着香が気になる。体臭（お香を含む）が気になる児童が3名いるとのことで訴えがあり、座席と給食着の配慮をした。／制汗剤等の香料に過敏な生徒があり、保健体育の更衣時等の使用自粛と喚起を呼び掛けている。／保護者が化学物質過敏症で、給食着や宿泊行事後の本人の衣類が洗濯できない。大量の印刷物を作成するPTAの役職や保護者会等の会議は協力できない旨申し出があった。

(※全記述は資料5)

給食着の香りが気になるので使用自粛を呼びかけてほしいという要望があった、という記述が複数あった。また、体育着の香りや制汗剤の使用についての記述もあり更衣室の換気や使用自粛の呼びかけも必要である。

子どもだけでなく保護者が化学物質過敏症というケースもあり、学校公開の際に、「給食着に香りのする柔軟剤を使用しないでほしい」という投書が匿名であった学校がある。申し出しやすい方法を検討する必要もうかがわれた。

⑧学校や部活等における香害の問題について、保護者、児童、教職員へのアンケートや聞き取り調査を行っていますか。あるいは予定がありますか。

| ある | ない |
|------------|----------------------|
| | すべての学校でやっていない 13 自治体 |
| 小学校（予定） 1校 | 小学校 42校 |
| 中学校（予定） 3校 | 中学校 30校 |
| | 小・中・私立中併せ 8校 |
| 学校数計 4校 | 学校数計 80校 無回答 1自治体 |

⇒行っている場合 調査でわかった主な内容を教えてください

なし

その他（自由記述欄）

（主な意見）

教室の換気は香料臭対策以外の目的でも季節を問わず実施されている／これまで香料による健康被害の相談や使用自粛の要望はなく、今のところ特別な対応はしていない。／学校生活や地域・保護者からの相談等はないが、今後の研究課題になると考えている／学校公開の際、受付付近や昇降口、保健室前廊下に掲示を行い、保護者や地域の方に周知することにした／児童・保護者からの香害に関する健康相談がない中で、学校による啓発の必要性は低い／化学物質過敏症の保護者がおり、状態が良くない場合は、個人面談を屋外で実施することも検討した。実際は、症状が落ち着いており、教室で行うことができた／洗濯がされていない服を着続けている、入浴をしないでいるという家庭が一定数ある／現在着香製品の使用について自粛を呼びかけていない。認識不足であったと感じた。確かに、柔・軟仕上げ剤など香りのきついものもあり、児童の健康について考えていく必要がある／外国の方が増えてきて、外国の方で国によっては香水が常識の場合もあり、文化の違いも配慮しなければいけないので難しい問題／本校には「学校に持ち込むものは、無臭のもの。」という生活のルール・マナーがある／保健だよりで化学物質過敏症（特に香り）について周知したので保護者の反応をみてみたい。／香害についての申し出も特になかったので対応していなかったが、保護者が申し出しやすいように知らせる方法を検討する。

（※全記述は資料6）

自由記述には様々な視点からの意見があり、学校現場の声として貴重な情報となった。

「香害についての報告や要望がない」とするものも複数あったが、今後は要望があれば対応していくという記述も複数得られており、現状を知らせるとい調査の意図の成果はあった。なかには「初めて香害ということを知った」「認識不足だった」「知ることができてよかった」という記述もあり、知ることで前向きに考えようとする姿勢もうかがえた。

「家庭で使うものには配慮しにくい」という記述もあり、化学物質過敏症の現状と対策についての理解を繰り返し求めていく必要がある。子どもたちだけでなく、保護者自身（特に保護者会やPTA活動で学校に来る機会の多い母親）に化学物質過敏症があり香りについて配慮してほしいという要望があったり、生徒の香りに教員が気になる、逆に教員の香りに生徒が気になるという記述も見受けられ、学校関係者すべてに啓発と理解を広めていくことが、具体策を進めていくために必要である。

また、「におい」ということで「洗濯をしていない」「入浴していない」ことによる異臭の記述があった。これは香害とは全く別の家庭環境による課題である。福祉的な視点での子どもへのアプローチが必要である。

さらに、外国をルーツとする子どもたちが文化として香水を使用するケースがありデリケートな問題、とする記述もあった。人権や多文化共生の視点でいていねいに対応する必要がある。

「香害」は香りの好き嫌いやマナー、ルール、生活指導や風紀上の問題ではなく、あく

までも香料やマイクロカプセルの成分による化学物質過敏症としての問題と捉えていくことが重要である。制汗剤や香りのあるものについてのルールについての記載は自由記述欄以外にも複数あったが、校則などで単なる「決まり」として子どもたちに押し付けることにも問題がある。香りに過敏になることで「無臭」にこだわり消臭剤の使用の拡大やいじめにつながっては本末転倒である。

そのためにも表示義務がないまま消費者が使用している現状と化学物質への感受性には大きな個人差があるという事実をしっかりと伝えていくことが必要である。